主治医 様

軽度者に対する福祉用具貸与における医学的所見について

主治医】									【依頼者	-]							
医療機関									居宅介護支援	事業事業	渚・所名						
主治医氏	氏名								居宅+								
下記の被係 与が認めら																	
態」)に該 つきまして	当する場	場合は、	例外給	付とし	して介	護保防	食給付	での	の貸与が	忍めら	っれます。						
被保険者	番号	2	0 0	0	0					生	年月日	明治・	大』	・ 昭和 年		月	日
被保険者	氏名	·	•		·	•	•	·									
住	所																
要介言	護 度		要支援 要介護			要支				↑護 ⁻ 2 お。	び要介記	暫定 隻3は自				置のみ)	
対象の貸与 とする福祉			特殊寝 特殊寝 床ずれ	台付属			ĺ		体位変 認知症 移動用	老人	徘徊感知 ト	機器		車いる 車いる 自動技	, 付属	品	
(医師記) 該当する欄		ニュー	と、診	 新名、ī	直近の	診察日	」、当該	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	祉用具貸 <u>-</u>	手が必	要な理由	(医学的	な所	見)の記	己入をお	お願いいた	こします。
診断	名										直近の	診察日	4	令和	年	月	日
	※車いす 日常的						日常生	活	範囲にお	いて	移動のす	を援が特	引こり	必要と言	忍めら	れる者	
	(i)		その他 示第 31						動しやす	-<.	日によっ	て又は	時間	間帯に。	よって	、頻繁	に第 94
	(ii)		その他 るに至	-						Ŀし、	短期間(のうちに	こ第	94 号告	示第	31 号イ	※に該
	(iii)								重大な危 判断でき		ŧ又は症∜ -	犬の重魚	(代)	の回避等	等医学	学的判断	から第
	上記(i) ~	(iii) d	のいず	れに	も該筆	当しな	こしい	者								
当該福祉	用具貸	(i)	~ (ii	i) いっ	ぎれか	に該当	当する:	場合	は記入し	てく	ださい						
与が必要な	は理由																
(医学的な	は所見)																
必要な福 [:] の種類	祉用具		特殊寝 特殊寝 床ずれ	台付属			[体位変 認知症 移動用	老人	非徊感知 ト	機器		車いす 車いす 自動排	付属	品 理装置	
	令和	年	F.		日												
						3	医療機	幾関]名								
						É	Ξ治图	医署	署名							(FI)

※ 第94号告示第31号イおよび(i)~(iii)の状態像についての詳細は裏面に記載しています。

○ 国の定める状態 (第94号告示第31号イ)

種目	国の定める状態	種目	国の定める状態
車いす及び車いす 付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲において移動の支 援が特に必要と認められる者	認知症老人徘徊感 知機器	次の いずれにも 該当する者 ①意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は 理解に支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者
特殊寝台及び特殊 寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起きあがりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者	移動用リフト(つ り具の部分を除 く)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められ る者
床ずれ防止用具及 び体位変換器	①日常的に寝返りが困難な者	自動排泄処理装置 (尿のみを自動的 に吸引する機能の ものを除く)	次の いずれにも 該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者

O (i)~(iii)の状態像

事例類型	状態像	主な事例内容(概略)
(i)状態の変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に国の定める状態(第94号告示第31号イ)に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF現象)が頻繁に起き、日によって、国の定める状態(第94号告示第31号イ)となる。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト 重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、国の定める状態(第94号告示第31号イ)となる。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト
(ii)急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに国の定める状態(第 94 号告示第 31 号イ)に該当することが確実に見込まれる者(例がん末期の急速な状態悪化)	期間で国の定める状態(第 94 号告示第 31 号イ)となる。
(iii)医師禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重焦化の回避等医学的判断から国の定める状態(第94号告示第31号イ)に該当すると判断できる者(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》・特殊寝台 重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》・特殊寝台 重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》・特殊寝台 脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》・床ずれ防止用具 ・体位変換器 人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》・移動用リフト

- ※上記の事例内容(概要)は、あくまでも(i)~(iii)の状態の方に該当する可能性のあるものを例示したものです。 また、上記の事例内容(概要)の状態以外の方であっても、(i)~(iii)の状態であると判断される場合もあります。
- ※交通事故による骨折等、一時的な状態悪化に関しては、上記の(i) \sim (iii)の状態像に該当しないため、当該事由のみをもっての貸与は例外給付には該当しません。
- ※例外給付については、様々な疾病、その他の原因等によって(i)~(iii)の状態像に該当する方が想定され、軽度者においてこれらの 状態像に該当する方はごくまれであると考えられます。
- ※福祉用具貸与については、介護保険給付による貸与以外に、自費によるレンタル等の手段もあります。